

中小企業の事業資金調達をサポート

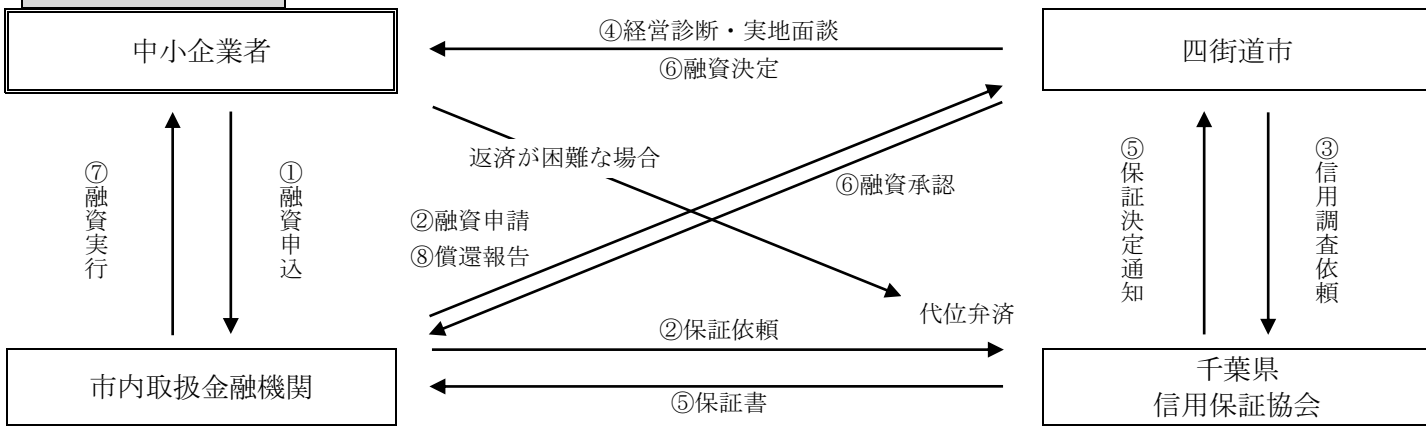
四街道市中小企業資金融資制度のご案内

この制度は、中小企業信用保険法に基づき、信用保証協会の信用保証により市内取扱金融機関を通じて、市内の中小企業者に対し、必要な事業資金の融資を行うことで中小企業の振興を図るものです。

融資申込の要件

業歴・所在地	市内で1年以上同一事業を継続して営んでいる中小企業者、小規模企業者および創業者が保証の対象となります。なお、個人の創業者は1年以上同一事業を継続して営んでいる必要はありません。		
	中小企業者・小規模企業者		創業者
	個人	四街道市内に1年以上居住および事業所がある	四街道市内に1年以上居住
法人	四街道市内に本店または事業所がある		四街道市内に本店または事業所がある
○市税を完納していることが必要です。 ○認可等を必要とする事業を営んでいる場合は、その許認可等を受けていることが必要です。			
企業規模	資本金または従業員数のどちらか一方が該当していれば利用できます。なお、個人事業者は、常時使用する従業員数が該当していれば対象となります。		
	業種	資本金	従業員数
	製造業(建設業・不動産業・運送業・倉庫業・出版業・保険媒介代理業、自動車整備業等を含む)	3億円以下	300人以下
	ゴム製品製造業 (自動車または航空機用タイヤ及びびチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円以下	900人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	小売業・飲食業	5,000万円以下	50人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	ソフトウェア業・情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
	旅館業	5,000万円以下	20人以下
	医業を主たる事業とする法人	—	300人以下(個人は100人以下)
○常時使用する従業員数には、個人事業者、法人の役員、臨時従業員及び個人事業者と同一生計の三親等内の親族は含まれません。 ○「医業を主たる事業とする法人」とは、医療法人、社会福祉法人、一般社団法人、一般社団法人等で医業を主たる事業をするものをいいます。 ○NPO法人の場合は、ゴム製品製造業300人以下、ソフトウェア業・情報処理サービス業100人以下の場合に対象となります。			
業種	中小企業者であれば、ほとんどの業種で利用できます。ただし、信用保証協会の保証対象外業種(農業、林業、金融・保険業(保険媒介代理業、保険サービス業を除く)、サービス業のうち風俗関連営業、宗教団体等)は本制度の対象外です。		

融資申込の流れ



【ご利用にあたって】

- ①融資申込から⑦融資実行までに概ね3週間を要します。
- 信用保証協会の保証を得るためには信用保証料がかかります。信用保証料は、保証料率・保証金額・借入期間・返済方法により算出します。基本となる保証料率は、財務状況を踏まえた9区分の料率体系となっており、以下のとおりです。

(単位: %)

料率区分		1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有対象	一般保証	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
	特殊保証	1.62	1.49	1.32	1.15	0.98	0.85	0.68	0.51	0.39
責任共有対象外	一般保証	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.00	0.90	0.70	0.50
	特殊保証	1.87	1.70	1.53	1.36	1.15	0.94	0.77	0.60	0.43

*特殊保証とは、手形割引根保証、当座貸越、事業者カードローンのことを指します。

— お問い合わせ先 —

市内取扱金融機関	
京葉銀行	四街道支店
千葉銀行	四街道支店
三井住友銀行	四街道支店
千葉興業銀行	四街道支店
千葉信用金庫	四街道支店

〒284 - 8555 四街道市鹿渡無番地
四街道市 地域共創部 産業振興課 商工観光係
TEL 043 - 421 - 6134 / FAX 043 - 424 - 2013

(2024.4)
制度の詳細は
裏面を参照

四街道市中小企業資金融資制度一覧表（令和6年度版）

資金種別 (注1～3)	市内居住歴 必要事業歴 (以上)	資金使途	貸付条件								
			限度額 (万円)	期 間	利 率	利子補給率 (注4～6)		責任共有制度 (注7)	保証人 (注8)	担 保	返済方法 (注9～10)
一般事業資金	【個人】 市内居住歴1年 事業経歴1年	運 転	2,000	5年以内	1年以内 1.85%	利子補給対象期間 (以内)	適用 利率 (%)	原則対象	原則として 法人は代表者	必要に応じて	一括償還または分割償還
		設 備		10年以内		当初の借入期間または借入れの日から5年を経過する日までのいずれか短い期間	1.00				
小規模事業資金	【法人】 市内に事業所有 事業経歴1年	運 転	2,000	5年以内	3年以内 2.15%	当初の借入期間または借入れの日から5年を経過する日までのいずれか短い期間	1.00	対象外	個人事業者は 不要	原則不要	
		設 備		7年以内	5年以内 2.25%						
創業資金	【個人】 市内居住歴1年 【法人】 市内に事業所有 事業経歴1年	運 転	2,000	5年以内	10年以内 2.75%	利子補給対象期間 (以内)	適用 利率 (%)	対象外	原則不要	原則不要	
		設 備		7年以内	当初の借入期間または借入れの日から5年を経過する日までのいずれか短い期間	1.50					

(注1) NPO法人は小口零細企業保証制度の対象外となっているため、小規模事業資金は利用できません。

(注2) すでに本制度を利用している場合、完済後でなければ新たな融資は受けられません。

(注3) 運転資金と設備資金を併せて借り入れる場合の限度額は、一般事業資金では2,000万円、小規模事業資金では2,000万円、創業資金では2,000万円です。

(注4) 利子補給は、市制度融資の利用者が取扱金融機関に支払った利子の一部を市が利用者に支払うことで、利用者の利息負担を軽減するものです。

なお、利子補給対象期間は対象となる融資の返済日から貸付条件によって定められた期間又は借入れの日から5年を経過する日までのいずれか短い期間です。

(貸付利率 - 利子補給率 = 実質負担利率)

(注5) 利子補給金の額は、取扱金融機関からの償還報告に基づき、返済状況等を確認しながら、貸付期間内における当該年度4/1～3/31期間中において算定し、支払利息の一部を利子補給金として交付します(年1回)。

(注6) 市外移転、廃業、長期の延滞、返済の減額を内容とする約定変更(リスク)があった場合など、一定の要件に該当する場合は利子補給を停止します。

(注7) 責任共有制度の対象資金は、信用保証協会80%、金融機関20%の保証、対象外資金は信用保証協会100%の保証となります。

(注8) 代表者本人以外の連帯保証人を必要とする場合があります。保証人に関する詳細は千葉県信用保証協会等に問い合わせください。

(注9) 返済方法は、各資金とも6か月以内まで据え置くことができます。ただし、元金均等による割賦払いにより貸付期間終了までに全額を返済する必要があります。

(注10) 融資実行後に、①虚偽その他の不正な手段により、資金の貸付を受けたとき、②貸付金を目的以外に使用したとき、③貸付金の償還を怠ったとき、④事業を廃止又は休止したとき、⑤市内に事業所を有しなくなったときは、貸付金の全部又は一部を返還していただく必要があります。